

三次市教育委員会告示第 号

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年 月 日

三次市教育委員会教育長 松 村 智 由

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市青少年体験活動補助金交付要綱（平成27年三次市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

第9条中「5年」を「10年」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

様式第3号及び様式第7号を次のように改める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第3号（第5条関係）

平成 年度 三次市青少年体験活動事業収支予算書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	積 算 根 拠
市補助金		
合 計		

2 支 出

（単位：円）

区 分	予 算 額		補助金等充当額	積 算 根 拠
		補助対象経費		
合 計				

上記のとおり相違ありません

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 印

様式第7号（第8条関係）

平成 年度 三次市青少年体験活動事業決算書

1 収 入

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	積 算 根 拠
市補助金			
合 計			

2 支 出

（単位：円）

区 分	予算額		決算額		補助金等 充当額	積算根拠
		補助対象 経費		補助対象 経費		
合 計						

上記のとおり相違ありません

年 月 日

団体名 _____

代表者名 _____ 印